

NIPPON PAYスマート決済サービス利用規約（対面用）

2020年2月14日改定

第1条 （本規約の適用）

- 1 本決済サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、NIPPON PAY スマート決済サービス（対面用）に関する加盟店と当社との間の契約（以下「本契約」といいます。）について適用されるものとします。
- 2 加盟店が当社所定の書面により本契約の締結を申込み、当社及びスマート決済サービス事業者がこれを承認したことをもって、本契約が成立するものとします。
- 3 前項の当社所定の書面の記載事項は、本規約と一体をなし、本契約の内容となるものとし、当該書面の記載内容と本規約の内容とが矛盾抵触する場合には当該書面の記載内容が優先するものとします。
- 4 加盟店は、別途スマート決済サービス事業者との間で、スマート決済サービスに関する契約を締結するものとし、係る契約の内容を遵守するものとします。なお、スマート決済サービスによっては、当社が加盟店を代理して係る契約の締結や実行を行う場合があり、加盟店は、そのために必要となる一切の行為についての包括的かつ撤回不能な代理権（スマート決済サービス事業者からの行為の受領権限を含みます。以下本項において同様とします。）をここに予め当社に付与するものとします。また、加盟店がスマート決済サービス事業者に対し行うべき行為について、スマート決済サービス事業者の要請がある場合には当社が代理して行うことがあり、加盟店は、そのために必要となる一切の行為についての包括的かつ撤回不能な代理権をここに予め当社に付与するものとします。

第2条 （定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は以下のとおりとします。

- ① 「スマート決済サービス」とは、当社が提携するスマート決済サービス事業者が提供するモバイル端末等を使用した決済サービスをいい、別表に記載されたスマート決済サービス（ただし、スマート決済サービス事業者が加盟店による利用を認めた決済サービスに限ります。）の事をいいます。
- ② 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社所定の方法により、スマート決済サービスの利用申込みを行い、当社及びスマート決済サービス事業者が承認した個人及び法人をいいます。
- ③ 「当社」とは、NIPPON Platform 株式会社をいいます。
- ④ 「スマート決済サービス事業者」とは、当社と提携関係（包括加盟店契約や代理代行契約、その他これらに類似する契約を締結している者を含みますが、これらに限られません。）にある、スマート決済サービスを提供する別表記載の事業者（関連会社を含みます。）及び決済代行会社等、直接、間接に関わらず当社との決済業務に関与する法人または機関をいいます。
- ⑤ 「登録ユーザー」とは、スマート決済サービスの利用登録をしているエンドユーザーをいいます。
- ⑥ 「当社提供端末機」とは、スマート決済サービスに用いることを目的として加盟店に設置された、当社または当社が指定した者が提供する決済用タブレット端末をいいます。

- ⑦ 「専用アプリケーション」とは、加盟店が自己の端末機を用いてスマート決済サービスを利用する場合に、当社、当社が指定する者及びスマート決済サービス事業者が提供する決済用アプリケーションをいいます。

第3条 （加盟店の義務）

- 1 加盟店は、スマート決済サービスを取扱う店舗、施設（以下「スマート決済サービス取扱店舗」といいます。）を指定し、予め当社に対し、当社所定の書面をもって届け出、当社及びスマート決済サービス事業者の承認を得るものとします。なお、スマート決済サービス取扱店舗の追加、変更または取消についても同様とします。
- 2 加盟店は、当社提供端末機及び専用アプリケーションの使用及び保管に関し、本規約、端末機及び専用アプリケーションに関する規程（端末機及び専用アプリケーションの操作マニュアルを含みます。）、当社の指示等に従うものとします。
- 3 加盟店は、スマート決済サービス取扱店舗内外の顧客の見やすいところに、スマート決済サービスを利用する間は継続的に、当社が指定するスマート決済サービスが利用可能であることを示す標識を掲示するものとします。
- 4 加盟店は、当社またはスマート決済サービス事業者から、スマート決済サービスの取扱いに関する資料（登録ユーザーに対して販売した商品またはサービスに関するデータ及び領収書等の資料（以下「売買関連資料」といいます。）を含みますが、これらに限りません。）の提出請求があった場合、速やかにかかる資料を提出するものとします。加盟店は、売買関連資料を取引日から少なくとも5年間、保管するものとします。
- 5 加盟店は、当社またはスマート決済サービス事業者がスマート決済サービス利用促進のために、加盟店の個別の承諾なく印刷物、ホームページ等に加盟店の名称及び所在地等を記載することを予め異議なく承諾するものとします。
- 6 加盟店は、スマート決済サービスの利用にあたりクレジットカード支払い加盟店契約が必要となる場合において、スマート決済サービス事業者がクレジットカード会社との間の加盟店契約の契約当事者となる場合があることを予め異議なく承諾するものとします。

第4条 （スマート決済サービス取引契約）

- 1 加盟店は、登録ユーザーが売買取引またはサービス提供取引（以下「売買取引等」といいます。）に基づいて加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引等債務」といいます。）を登録ユーザーとスマート決済サービス事業者との契約または取り決め（預貯金口座からの預貯金の引落とし及び通信キャリアによる決済を含みますが、これらに限りません。）によって支払う旨の契約の申込みをスマート決済サービス事業者により定められた方法（スマート決済サービスに関するQRコード等の提示を含みますが、これに限りません。以下同様とします。）により行った場合、第5条第4項または同条第5項所定の事由その他の特段の事情がない限り、当該登録ユーザーの申込みに応じるものとします。
- 2 スマート決済サービス取引契約は、登録ユーザーが加盟店に対してスマート決済サービス事業者により定められた方法により前項の申込みを行い、かかる申し込みが承認されたことが当社提供端末機または専用アプリケーションに表示されたときに、登録ユーザーと加盟店との間に売買取引等債務のスマート決済に関する契約（以下「スマート決済サービス取引契約」といいます。）が成立するものとします。

第5条 (スマート決済サービス取扱方法)

- 1 加盟店は、登録ユーザーがスマート決済サービス取引契約の申込みを行おうとする場合、当社提供端末機または専用アプリケーションに表示された売買取引等債務の金額を登録ユーザーに確認させた上で、登録ユーザーにスマート決済サービス事業者により定められた方法により、申込みをさせるものとします。
- 2 加盟店は、当社提供端末機または専用アプリケーションが登録ユーザーの暗証番号の入力を求めた場合は、登録ユーザー本人に暗証番号を入力させるものとします。この場合、加盟店の従業員または第三者からかかる暗証番号を見られることがないよう注意するものとします。
- 3 加盟店は、スマート決済サービス取引契約の申込みが承認されたことが当社提供端末機または専用アプリケーションに表示されたときは、スマート決済サービス取引契約が成立したものとして取り扱うものとします。
- 4 加盟店は、理由の如何を問わず、以下の各事項に該当する場合、スマート決済サービスの取り扱いを行わないものとします。
 - ① 当社提供端末機または専用アプリケーションが使用できない場合
 - ② 口座引落システムに障害が発生した場合
 - ③ 通信エラーとなる場合
 - ④ スマート決済サービス事業者により定められた方法を取ることができない場合
 - ⑤ 前各号の他、当社が特に取り扱わないよう指定した事由に該当した場合
- 5 前項の他、加盟店は、登録ユーザーがスマート決済サービス取引契約の申込みを行った場合であっても、他人名義のスマート決済サービスアカウントを利用していると疑われた場合または不正な方法により申込みをしていると疑われた場合、申込みを拒否し、当社に通知するものとします。

第6条 (取扱金額)

登録ユーザーのスマート決済サービス取引契約による支払可能額(スマート決済サービス取引契約を締結するために必要な額をいいます。)が、当社、スマート決済サービス事業者または登録ユーザーの預貯金口座のある金融機関の定める金額を超えるときは、スマート決済サービス取引契約は締結されないものとします。

第7条 (差別的取扱いの禁止)

加盟店は、スマート決済サービスに関して、スマート決済サービス事業者により定められた方法を取った登録ユーザーに対し、正当な理由なく、以下の行為をしてはなりません。

- ① スマート決済サービスによる支払いを拒否し、現金払いまたはクレジットカード等その他の決済手段の使用を要求すること。
- ② 手数料等の名目如何を問わず、現金払いの顧客と異なる代金を請求したり、制限を設けたりする等登録ユーザーに不利となる差別的取扱いを行うこと。

第8条 (スマート決済サービス取引契約の解除または取消)

- 1 加盟店は、スマート決済サービス取引契約が解除(合意解除を含みます。)または取消し等により当社が定める期間内に有効かつ適法に解消された場合(売買取引等の解消によるスマート決済サービス取引契約の解消を含みます。)、当社またはスマート決済サービス事業者の指定する方法に従い、当社提供端末機または専用アプリケーションにより売買取引等債務に関する返金手続を行うものとし、登録ユーザーに対して、直接現金等を支払うことによる返金をしてはならないものとします。
- 2 第9条第2項に基づく当社から加盟店への代金の引渡しが行われた後に前項に基づく返金処理が行われた場合、加盟店は、当社に対し、当該返金処理された金額に相当する金員を返金する義務を負うものとします。
- 3 第1項に定める場合を除き、加盟店が登録ユーザーに返金をした場合、当社は加盟店に対し、いかなる金員も返金する義務を負わないものとします。

第9条 (代理受領及び引渡し)

- 1 加盟店は、当社に対し、スマート決済サービス取引契約が履行された結果スマート決済サービス事業者が登録ユーザーから受領した代金を、加盟店に代わりスマート決済サービス事業者から受領する権限を付与するものとします。なお、スマート決済サービス事業者から当社に対する代金の引き渡しの完了により、スマート決済サービス事業者の加盟店に対する当該金員の引き渡し債務は消滅するものとします。
- 2 当社は、加盟店に対し、毎月1日から末日までの間にスマート決済サービス事業者から受領した前項の代金を、翌月15日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、第10条に定める手数料及び第8条第2項に基づく返金額その他加盟店が当社に対して負っている債務額を控除して、加盟店指定の金融機関口座に振り込む方法により引き渡すものとします。但し、当社が認める場合はこの限りではありません。なお、振込手数料は加盟店が負担するものとします。但し、別途個別に書面で定める場合または当社がスマート決済サービス事業者との間でこれと異なる合意をした場合には、それに従うものとします。また当社が加盟店に対し、一回に支払うべき金額が10,000円に満たない場合は、次回に繰り越す事とします。
- 3 登録ユーザーが他人名義のスマート決済サービスアカウントを利用したことまたは不正な方法により申込みをしたこと等の不正利用について、加盟店に故意または重過失が認められる場合、その他スマート決済事業者が別途定める場合には、当社が当該利用に関する代金を引き渡さないことがあることを加盟店は異議なく承諾するものとします。

第10条 (手数料)

加盟店は、第9条第1項に基づき当社が代理受領した代金について、予め当社が指定した料率により計算した手数料(スマート決済サービス事業者に対する手数料を含みます。)及びこれに適用ある消費税分の金額を当社に支払うものとします。

第11条 (権利義務の譲渡禁止)

- 1 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡してはならないものとします。
- 2 加盟店は、本契約に基づく一切の権利義務を、第三者に譲渡もしくは担保提供することはできず、または引き受させてはならないものとします。
- 3 当社は、本契約上の全ての地位及び権利義務を第三者に譲渡することができるものとし、加盟

店は予めこれを承諾するものとします。

第12条 (業務委託)

- 1 加盟店は、当社の事前の書面による承諾なく、本規約に基づく業務を第三者に委託してはならないものとします。なお、加盟店が当社の承諾を得て第三者に委託する場合であっても、加盟店は本規約に基づく義務を免れるものではなく、当該第三者の行為について当該第三者と連帯して全責任を負うものとします。
- 2 当社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を加盟店の承諾を得ることなく、第三者に委託することができるものとします。

第13条 (禁止事項)

- 1 加盟店は、本規約に基づき利用または使用できるものとされている当社またはスマート決済サービス事業者から提供されている一切の物品、名称、商標、ノウハウ、情報、プログラム、データ等にかかる所有権及び知的財産権(知的財産権を受ける権利を含みます。)の一切が当社もしくはスマート決済サービス事業者または当社らに当該権利の利用等を許諾した第三者に帰属することを承認し、これらを本規約で定める用途以外の目的のために利用または使用してはならないものとします。
- 2 加盟店は、専用アプリケーションその他のプログラム及びシステムを複製、翻案、改ざん、リバースエンジニアリング等の行為をしてはなりません。
- 3 加盟店は、マネーロンダリング等の違法行為を自らまたは第三者をして行ってはなりません。
- 4 加盟店は、以下の各号に該当するまたは該当するおそれがある商品またはサービスを取り扱ってはなりません。なお、当社が以下の各号に該当すると判断した場合には、加盟店は直ちにかかる商品の販売またはサービスの提供を中止するものとします。
 - ① 公序良俗に反すると判断されるもの。
 - ② 販売またはサービスの提供が法令の定め違反するもの。
 - ③ 第三者の知的財産権その他の権利を侵害するもの。
 - ④ 現金、商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高いもの。
 - ⑤ 前各号の他、当社またはスマート決済サービス事業者が別途取り扱いを禁止しているもの。
- 5 加盟店は以下に定める行為を行ってはなりません。
 - ① 架空取引または加盟店自身による自己取引
 - ② 売買契約または役務提供契約を伴わない取引
 - ③ スマート決済サービス事業者が別途定める禁止行為、及びスマート決済サービス事業者が別途定める規約に違反する行為

第14条 (登録ユーザーとの紛争)

- 1 加盟店は、登録ユーザーとの間でスマート決済サービス取引契約により加盟店が販売した商品

またはサービスの瑕疵その他のトラブルにより紛争が生じた場合、加盟店の費用と責任において誠実に処理するものとします。

2

登録ユーザーから、当社またはスマート決済サービス事業者に対して、加盟店の販売した商品またはサービスに関して苦情の申し出、金員の支払い等の請求を受けた場合、加盟店は自らの費用により、かかる請求に対応するものとします。その場合、当社もしくはスマート決済サービス事業者は加盟店に対する一切の支払いを留保することができ、また、当社またはスマート決済サービス事業者が損害を被った場合、第19条に基づき、加盟店はかかる損害を賠償する義務を負うものとします。

第15条 (秘密保持及び個人情報保護)

1

加盟店及び当社は、本規約に基づいて知り得た相手方の一切の情報(第10条に定める手数料の額を含みますが、これに限りません。)について、相手方の書面による事前の承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならず、本契約の遂行以外の目的に利用してはなりません。

2

加盟店は、本規約に基づいて知り得た登録ユーザーに関する一切の情報について、個人情報保護に関する法律等の法令を遵守し、厳に秘密として保持してはなりません。

3

本条の規定は、本契約終了後もなお有効なものとします。

第16条 (有効期間)

本契約の有効期間は、当社及びスマート決済サービス事業者が加盟店の加盟を承認した日から1年間とします。ただし、加盟店または当社が期間満了の3ヶ月前までに書面により本契約を更新しない旨を通知しない限り、本契約は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、以後同様とします。

第17条 (スマート決済サービスの停止)

1

加盟店は、天災地変、システム障害、通信障害、法令の改正、スマート決済サービス事業者のアクセス停止措置等の事由の発生により、スマート決済サービスの提供が停止されることがあることを予め承諾します。ただし、この場合、当社及びスマート決済サービス事業者は、可及的速やかにサービスが再開されるよう努めるものとします。

2

前項の場合、加盟店は、当社及びスマート決済サービス事業者に対し、損害賠償、損失補てんその他一切の請求をすることはできないものとします。

第18条 (解約及び解除)

1

加盟店または当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に対し通知することにより、本契約を解約できるものとします。

2

前項の定めにかかわらず、当社は、スマート決済サービスの終了もしくは停止、当社とスマート決済サービス事業者との間のスマート決済サービスに関する契約の終了またはその他本契約を継続することが困難な事由が発生した場合、加盟店に対して、書面により通知することにより、直ちに本契約を解約できるものとします。この場合、加盟店は当社またはスマート決済サービス事業者に対し、損害賠償、損失補てんその他一切の請求をすることはできないものとします。

3

加盟店が以下の各号に該当する場合、当社は加盟店に対して催告することなく、直ちに本契約

を解除できるものとします。この場合、加盟店は当社またはスマート決済サービス事業者に対し、当社またはスマート決済サービス事業者が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

- ① 当社に届け出た事項に虚偽の事実があったことが判明したとき
- ② 本規約の定め違反したとき
- ③ 営業許可または登録の取り消しその他の行政処分を受けたとき
- ④ 自ら振出しもしくは裏書した手形、小切手が不渡りになったときまたはその他支払停止となったとき
- ⑤ 差押え、仮差押え、仮処分の申立てまたは滞納処分等を受けたとき
- ⑥ 破産、民事再生または会社更生、特別清算の申立てがあったとき
- ⑦ 支払の停止、支払不能、手形取引交換所の取引停止処分、その他の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めたとき
- ⑧ 合併によらず解散したとき
- ⑨ 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が認めたとき
- ⑩ 加盟店届出のスマート決済サービス取扱店舗が実在しないとき
- ⑪ スマート決済サービスを悪用していることが判明したとき
- ⑫ 加盟店とスマート決済サービス事業者との間のスマート決済サービスに関する契約が終了したとき
- ⑬ 事業譲渡、株式分割等の組織再編、主要株主の異動等により、本契約の履行が困難と当社が判断したとき
- ⑭ 登録ユーザー等からの苦情その他の事由により、当社が加盟店として不適切と判断したとき

第19条 (損害賠償)

- 1 加盟店が本規約に違反してスマート決済サービス取引契約を締結した等、加盟店の責めに帰すべき事由により当社が損害を被った場合には、加盟店は当社に対し当該損害を賠償する責を負うものとします。なお、損害には弁護士費用その他の紛争解決費用を含み、また、スマート決済サービス事業者の規則等により当社が負担することとなった罰金・違約金(名称の如何を問いません。)等を含むものとします。
- 2 当社が法令等により加盟店への損害賠償を義務付けられた場合でも、その損害賠償の範囲は、加盟店に現実に生じた直接かつ通常の損害に限るものとします。

第20条 (本契約終了後の処理)

- 1 理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、本契約終了日までに行われたスマート決済サービス取引契約は有効に存続するものとし、加盟店及び当社は、別途合意しない限り、本規約に基づき、スマート決済サービスの取扱いを行うものとします。
- 2 理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、加盟店は、直ちに加盟店の費用負担において全ての加盟店標識を取り外し、その他当社が加盟店に貸与した物品等と併せて当社に返却するも

のとします。

- 3 理由の如何を問わず、本契約が終了した場合、加盟店は、いかなる形式においても、スマート決済サービスに関連する商標、名称等を使用してはならないものとします。

第21条 (届出事項の変更)

- 1 加盟店は、当社に届け出ている商号、代表者、所在地、連絡先(電話、メールアドレス等)、振込先金融機関口座及びその他本契約締結の申込時の諸事項に変更が生じた場合、速やかに当社に届け出るものとします。
- 2 前項の届出がないために、当社からの通知、送付書類または支払いが遅延または不可能だった場合、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- 3 第1項の届出がないために、スマート決済サービスの利用ができなかった場合、当社及びスマート決済サービス事業者は、加盟店に対して何らの責任も負いません。

第22条 (反社会的勢力の排除)

- 1 加盟店は、当社及びスマート決済サービス事業者に対し、以下の各号の事項を確約するものとします。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと。
 - ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - ④ 自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。
 - (ア) 登録ユーザー、当社またはスマート決済サービス事業者に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (イ) 偽計または威力を用いて登録ユーザー、当社またはスマート決済サービス事業者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

- 2 加盟店が以下の各号に該当した場合、当社は加盟店に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、加盟店は当社またはスマート決済サービス事業者に対し、損害賠償、損失補てんその他一切の請求をすることはできないものとします。

- ① 前項第①号または第②号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
- ② 前項第③号の確約に反して本契約を締結したことが判明した場合
- ③ 前項第④号の確約に反した行為をした場合

第23条 (加盟店等の情報の収集及び利用)

- 1 加盟店及びその代表者または当社に本契約の申込みをした個人、法人もしくは団体及びその代表者(以下、併せて「加盟店等」といいます。)は、当社が第①号(ア)から(キ)記載の加盟店等の情報について、以下の各号のとおり取扱うことに同意します。

① 当社が加盟店等の加盟申込み審査及び加盟を承認した後の管理等取引上の判断のために、以下の(ア)から(キ)記載の加盟店等の情報(法人代表者の個人情報を除く。以下「加盟店情報」といいます。)を収集し、利用すること。

(ア) 加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が当社に届けた事項

(イ) 加盟申込日、加盟承認日、端末番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社及びスマート決済サービス事業者との取引に関する事項

(ウ) 加盟店のスマート決済サービスの取扱い状況

(エ) 当社及びスマート決済サービス事業者が収集した加盟店等のスマート決済サービス利用履歴

(オ) 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項

(カ) 当社及びスマート決済サービス事業者が適正かつ適法な方法で収集した登記簿または住民票等公的機関が発行する書類の記載事項

(キ) 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

② 当社が以下の目的のために、前号(ア)から(エ)の加盟店情報を利用すること。

(ア) 当社及びスマート決済サービス事業者が本契約に基づいて行う業務

(イ) 宣伝物の送付等当社または他の加盟店等の営業案内

(ウ) スマート決済サービス事業その他当社の事業(当社の定款記載の事業をいいます。)における新商品、新機能、新サービス等の開発

③ 当社が本契約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報をかかる第三者に提供すること。

2 加盟店等は、スマート決済サービス事業者が求める場合には、当社が加盟店等の情報を収集することがあることに予め同意し、これに協力するものとします。また、加盟店等は、スマート決済サービス事業者が行う加盟申込み審査、加盟の承認後の管理等取引上の判断、及びスマート決済サービス事業者がスマート決済サービスの利用促進に関する業務等に利用するために、当社がスマート決済サービス事業者に対し、前項の加盟店情報のほか、本項により収集した情報を提供することに予め同意します。

第24条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合でも、本規約の他の規定及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。また、無効または執行不能と判断された規定もしくは部分についても、当該規定もしくは部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な規定もしくは部分と置き換えて適用し、または当該規定もしくは部分の趣旨に最も近い有効な規定となるよう合理的な解釈を加えて適用する。

第25条 (本規約に定めのない事項)

本規約に定めのない事項については、当社またはスマート決済サービス事業者が別途定める取

扱規則に従うものとし、かかる取扱規則がない場合には、加盟店と当社が協議のうえ、誠意をもって定めるものとします。

第26条 (準拠法及び裁判管轄)

1 本契約(本規約を含みます。)及び本契約に関連する契約の準拠法は日本法とします。

2 加盟店と当社との間で生じた本契約に関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条 (本規約の改定)

当社は、本規約を自由に改定できるものとし、当社が改定内容を加盟店に通知または公告した後において、加盟店が登録ユーザーからの申込みに応じることでスマート決済サービス取引契約が成立した場合、加盟店は改定後の本規約を承認したものとします。

<別表：当社が提供するスマート決済サービスとその事業者>

#	スマート決済サービス	スマート決済サービス事業者
1	Amazon Pay	Amazon Services International, Inc.
2	WeChat Pay	Tenpay Limited
3	d払い/ドコモ払い	株式会社NTTドコモ
4	eNETS	Network For Electronic Transfers (Singapore) Pte Ltd ("NETS")
5	pring(プリン)	株式会社pring
6	GLN (Global Loyalty Network)	Hana Bank

<変更履歴>

2018年7月24日制定

- ・ 利用規約新規作成

2018年9月25日改定

- ・ 社名変更

2018年10月9日改定

- ・ 当社が提供するスマート決済サービスに「WeChat Pay」追加

2018年10月15日改定

- ・ 当社が提供するスマート決済サービスに「d払い/ドコモ払い」追加

2018年12月3日改定

- ・ 当社が提供するスマート決済サービスに「eNETS」追加

2019年6月17日改定

- ・ 当社が提供するスマート決済サービスに「pring(プリン)」追加

2020年1月10日改定

- ・ 加盟店が自己保有端末機を用いた専用アプリケーションを利用する場合を追加

2020年2月14日改定

- ・ 当社が提供するスマート決済サービスに「GLN (Global Loyalty Network)」追加